◆　いじめが発生した場合の対応の流れ　◆

直接目撃した
（暴力行為、からかい、死ね等の言葉など）

通報・相談を受けた
（本人、他の児童生徒、保護者などから）

その場で制止・指導
軽視・見て見ぬふりしない

真摯に傾聴
軽視・後回ししない

「いじめ等対策委員会」へ、事実を迅速・正確に報告

校長・教頭・教務主任・校務主任・各学年主任・特別支援学級主任・生徒指導主事・各学年生活担当
スクールカウンセラー・子ども応援委員会コーディネーター・当該生徒の担任・部活動顧問など

◆情報の共有
↓
◆対応策の検討・協議・決定
↓
◆関係児童生徒に関する情報収集
↓
◆関係児童生徒等への事情聴取
↓
◆いじめの有無の確認
↓
いじめの認知・判断

重大事態

◇病院搬送等**応急処置**
◇**教育委員会**への一報
◇**子ども応援委員会**との連携
◇**警察・法務局等**への相談通報（校長・教頭）
◇緊急ｱﾝｹｰﾄの実施（教務主任・生徒指導主事）

ネット

◇**教育委員会**への一報
◇**委託業者**へ相談（校長・教頭）

◆被害・加害児童生徒の保護者への連絡・家庭訪問（担任・教務主任）
◆被害児童生徒の安全確保・心のケア（養護教諭・ＳＣ）
◆加害児童生徒への指導・別室指導・心のケア等の措置（学主・生指）
◆観衆・傍観者への指導（学年主任・生徒指導主事）
◆状況に応じた謝罪等の場の設定（教頭）
◆客観的な事実（聞き取りの内容等）を、時系列で正確に記録
◆子ども応援委員会と連携（子ども応援委員会コーディネーター）

一定の解消

→ 継続指導・経過観察

→ 再発防止・未然防止の取組